

新型コロナウイルス感染症に対する当社の対応

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまとご家族および関係者の皆様にお見舞い申し上げますと同時に、亡くなられた方々に深く哀悼の意を表します。また、感染症拡大防止にご尽力されている皆様には深く感謝申し上げます。弊社も微力ながら、一日でも早い事態終息に向け全社一丸となって引き続き取り組んで参ります。

既に政府より発表された通り、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されますが、弊社においては、今後の状況が不透明なため、以下の対策を継続してまいります。関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 基本方針

政府の[基本的対処方針](#)に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じて業務を遂行します。

2. 業務上の対応

- (1) 部門別に時差勤務・テレワークによる勤務体制とします。
- (2) 社内での3密防止対策（デスクの間隔を広げる・向かい合わせを極力回避する等）を実施します。
- (3) 出張（訪問）を伴う業務において、ご担当者との面談時にはマスクを着用します。多人数での訪問の場合は、可能な限りオンラインによる打合せを実施させていただきます。
- (4) 社内会議は、1か所あたり10名未満・1時間以内とします。10名以上となる場合は、全てリモート会議で行います。

3. 来訪者への対応

会社ロビー・各フロアにアルコール消毒液を設置し、訪問時には検温にご協力いただきます。

4. 励行事項

- (1) 常時マスクの着用を励行します。
- (2) こまめな手洗い・うがいを徹底し、アルコール消毒を励行します。
- (3) 出社前、37.5度以上の発熱の症状が見られた場合、所属長に連絡させ自宅待機を指示します。
- (4) 出張時、上記の症状が見られた場合にも、所属長に連絡させ、帰社および自宅待機を指示します。
- (5) 従業者が新型コロナウイルス感染の疑いがみられる症状（発熱、頭痛、咳、鼻水、嗅覚障害、味覚障害、倦怠感等）があった場合、かかりつけ医等に電話相談し、その指示に従い対応します。
- (6) 従業員の家族、身近に感染者または濃厚接触者と認定された方がいる場合は、その旨を会社に報告させ、従業員に自宅待機を指示した上で、保健所等の指示に従い対応します。

以上